

市立岸和田市民病院の白衣等貸借及び保守業務委託契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行う

令和 8 年 7 月 15 日

岸和田市長 佐野 英利

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

白衣等貸借及び保守業務委託

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 貸借期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和 9 年 3 月 20 日（予定）

(5) 納入場所

岸和田市額原町 1001 番地

(6) 契約の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧

更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

(6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に該当する事実がないこと。

(8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(9) 本件白衣等賃貸借及び保守業務を300床以上の病床を有する病院で、直近3年以内に24ヶ月以上継続して行った実績2件以上を有すること。

(10) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(11) 本件の白衣等について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を市立岸和田市民病院事務局経営管理課まで提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 岸和田市条件付一般競争入札参加申込書

イ 契約(取引)実績調書

ウ 契約(取引)実績に係る証明書

※ ア、イまでに掲げる書類の様式は、市長が別に定めたものとする。

(2) 条件付一般競争入札参加申込書等の提出

令和8年7月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)に、市立岸和田市民病院事務局経営管理課まで持参して提出すること(郵送は不可)。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

提出いただいた書類に基づき、入札参加資格の審査を行う。審査後、次のとおり、申込者に対し審査結果を通知する。

ア 通知日及び通知方法

令和8年8月10日（月）午後5時まで。

書面及び電子メールにより通知する。

（電子メールについては、参加申込書に記載の電子メールアドレス宛へ通知する。

書面については、郵送のため電子メールより遅れて到着する場合がある）

イ 送付書類について

入札参加を認められた者については、入札参加通知書、入札要項、入札内訳明細書、別紙「入札金額の積算方法について」、委任状、辞退書を通知するものとし、入札参加を認められなかった者については、その理由を付したものを通知する。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 入札説明書、業務委託入札心得、仕様書、洗濯集配場所、白衣等貸出一覧表、契約書（案）、入札参加申込書、契約（取引）実績調書、契約（取引）実績に係る証明書、質問書（以下「仕様書等」という。）は、令和8年7月15日（水）から同月31日（金）まで市立岸和田市民病院ホームページより閲覧、ダウンロードすることができる。

(2) 仕様書等に関する質疑は、令和8年7月15日（水）から同月21日（火）午後5時までに次の送付先に質問書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。

また、電子メールの送付後、下記担当まで電話によりメール受信確認をすること。

送付先 市立岸和田市民病院事務局経営管理課 須川

メールアドレス itou-miho@city.kishiwada.lg.jp

当該質疑に対する回答は、令和8年7月27日（月）午後5時までに市立岸和田市民病院ホームページにて回答する。なお、質問の回答は、本実施仕様書等の追加または修正とみなす。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年8月20日（木）午前10時00分

市立岸和田市民病院3階研究室

※ 入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6 入札執行の中止等

入札参加資格を有する者の数が1となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札執行を中止、又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ、又は延期するものとする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 岸和田市業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったもの

8 入札保証金

免除（岸和田市財務規則第108条の規定による。）

9 最低制限価格の設定

最低制限価格は設けない。

10 予定価格等の事前公表

予定価格は事前公表しない。

11 契約保証金

免除（岸和田市財務規則第123条第2号の規定による。）

12 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は、長期継続契約に関する条例（平成17年条例第5号）に規定する長期継続契約である。令和9年度から令和14年度においてそれぞれ当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

13 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が契約の日の期限に、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

14 入札及び契約に関する問合せ先

市立岸和田市民病院事務局経営管理課

電話 072-445-1000（代表）